

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ & A
(追加分)

【応急修理制度】

	質問	回答
1	使用していない部屋が被害を受け外気にさらされている場合、応急修理の対象となるか。	持家で使用していない部屋場合は、対象とすることは可能です。 賃貸の空室の場合は、応急修理の対象外です。
2	公営住宅に移った場合は対象外とのことだが、一時的ならば支障ないのか。(QAでは一時利用であれば支障ないものとするが。)	持家の方が公営住宅に入居した場合は、応急修理の対象として差し支えありません。 しかし、公営住宅に一時利用後、賃貸型応急住宅に入居した場合は、対象外となります。
3	事前着工しており契約をしている場合でも、施工前、施工中、施工後の写真があれば事前着工は認めるということでよろしいか。	修理業者にお金を支払っていない場合は対象とすることが可能です。 速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってください。 その際、 写真(施工前、施工中、施工後)、 修理業者の見積書、 罹災証明書の写し 大規模半壊以外の方は、資力に関する申出書等をご用意ください。 また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされていない場合は応急修理の対象としている。
4	壁の修理について、床上20~30cm程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理するということは不可能だと考えるが、上まで修理することを対象とすることができるか。	修理業者にご相談ください。 修理業者が上まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。
5	給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。	メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象です。
6	エコキュート等、国の補助(給湯省エネ2024事業)があるようだが応急修	応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用はできない。な

	理と併用は可能か。	お、給湯器を応急修理の対象としない場合、自己負担で国の補助に申し込むことは可能。
7	建物が大きい場合は、全体の見積もりを取る必要があるか。	<p>応急修理の対象部分のみの見積もりでもよい。</p> <p>しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも考えられることから、全体の見積書もあると幅広く修理の対象を整理できる。</p>
8	施工中の写真のみ撮っていないという場合、どのようにしたらよいか。	<p>本来であれば、施工していることを証明するため、施工中の写真がある方が良いが、施工前の写真と施工後の写真があるのであれば、それで確認をします。</p> <p>しかし、どうしても施行中の写真がないと判断ができない場合等は、別紙『被災した住宅の応急修理』証拠写真代替資料』を提出いただくこととなる。</p>
9	設備等の同等品の取り扱いについて、過去の取り扱いでは型番の写真を撮ってそれと同等品か確認をする等行っている事例があるが、どの程度まで行えばよいか。	被災前に使用していたメーカーと型番、後継機種であることを証明する資料（カタログや同等品証明など）があれば良い。
10	マニュアルでは、応急修理の対象はグレードアップにはならないようにと記載があるが窓ガラスについては、ペアガラスでもよいと記載がある。問題ないか。	ガラスの取り換えについては、ペアガラスにしても差し支えない。
11	システムキッチンが丸ごと、交換することになった場合、ガスコンロ・IHどちらでもよいか。	<p>IHヒーター等がシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象として差し支えない。</p> <p>ただし、ガスコンロからIHヒーター等明らかなグレードアップは応急修理の対象外である。</p> <p>また、ガスコンロでもキッチンと一体となっている場合には対象として差し支えない。</p>
12	材料費のみもらって施工は自分でする場合は、対象にならないのか。	応急修理業者との契約が発生しないため対象外となる。

13	火災保険等ができるため、お金が入る予定だがその場合でも資力がなくてよいか。また、基準等あるか。	資力に関する申出書の記載内容にもよるが、保険が降りても応急修理の対象者として差し支えない。
14	高床式住宅で地下に給湯器があり床下浸水の被害を受けた住宅は対象になるか。	基本的には、対象が準半壊以上であるため対象外。
15	被災した家屋が古い場合、設備を新しくする場合、全てがグレードアップになる。そうした場合、応急修理の対象外か。	過度なグレードアップでなければ対象にできる。今ある製品の後継品等であることを確認してください。
16	畳の部屋のみが浸水したが、他の部屋には住むことができる。畳の部屋を応急修理の対象とすることはできるか。	畳だけの交換は対象とは出来ないが、畳下の下地板や根太等を交換した上で、畳を交換する場合は畳の部屋を応急修理の対象として差し支えない。
17	高床式の住宅（1階ガレージ、2・3階住宅）で2階床上までの浸水被害だが、1階ガレージ部分のシャッターが水圧で破損した。防犯上も開けっ放しでは心配だが、シャッターの修理は応急修理の対象となるか。	応急修理制度は、ガレージや倉庫等は対象にはなりません。
18	修理業者の分離発注について マニュアルのQ & Aに、応急修理の完了が安価に、早期になる場合、分離発注が可能との旨の記載があるが、被災者からの申し込みも複数でよいか。 （例：給湯器と床の修理が別業者。申込日も施工日も完了日もそれぞれ別日になる。合計が限度額ということでしょうか）	分離発注することは差し支えありませんが、合計金額等の管理をしっかりと行っていただくようお願いいたします。 その場合、優先して実施しなければならないものを早期に着工するようお願いいたします。
19	修理業者について 制度の対象は、「原材料、労務、経費」となっているが、業者との契約は、原材料のみでも問題ないか。また、個人事業主の方との契約も問題ないか。	個人事業主（一人棟梁）など、建築の資格を有している場合には、差し支えありません。また、材料費だけでDIYを行う場合は対象外となります。